

秋田市教育委員会 平成29年4月臨時会 (資料)

【資料目次】

付議案件

議案第13号 秋田市教育委員会会議規則等の一部を改正する件

- ・ 改正理由 … 1
- ・ 新旧対照表 … 2

議案第14号 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

- ・ 改正理由 … 1 2
- ・ 新旧対照表 … 1 3

秋田市教育委員会会議規則等の一部改正

第1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成26年法律第76号）により委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くことに伴い、関係する教育委員会規則を改めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第1条関係（秋田市教育委員会会議規則の一部改正）

- (1) 委員長および委員長職務代行者の選任手続に係る規定を削るもの
- (2) その他、会議に関わる委員長の権限を教育長の権限に改めるとともに、規定を整備するもの

2 第2条関係（秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正）

- (1) 教育長は、教育委員会から委任された事務のうち重要な事項等について教育委員会に報告しなければならないこととするもの
- (2) 教育長に事故等があった場合の教育長職務代理者となる委員は、会議の主宰以外の教育長の職務を教育次長等に代理させることとするもの

3 第3条関係（秋田市教育委員会傍聴人規則の一部改正）

会議の傍聴に関わる委員長の権限を教育長の権限に改めるとともに、規定を整備するもの

4 第4条関係（秋田市教育委員会公告式規則の一部改正）

教育委員会の規則、訓令等の公布に関わる委員長の権限を教育長に改めるとともに、規定を整備するもの

5 第5条関係（秋田市教育委員会公印規則の一部改正）

委員長印および委員長職務代行者印を廃止し、教育長職務代行者印を教育長職務代理者印に改めるとともに、規定を整備するもの

6 附則関係

施行は、平成29年5月13日からとするもの

秋田市教育委員会会議規則新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条（略）</p> <p>第2条 会議は、毎月1回定例会を開催するほか、<u>教育長が必要であると認めるとき、又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第14条第2項の規定による請求があったときに、臨時会を開催する。</u></p> <p>2 定例会は、毎月第4木曜日とする。ただし、<u>教育長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>第3条 <u>法第14条第1項又は第2項の規定による会議の招集は、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事件をあらかじめ、各委員に通知して行う。ただし、急を要するときは、この限りでない。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p><u>第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による委員長の選挙は、会議に諮って無記名投票又は指名推薦により行うものとする。</u></p> <p><u>2 無記名投票の方法を用いる場合においては、有効投票の最多数を得た者（その者が2人以上あるときは、これらの者のうちからくじで定めるもの）をもって当選人とする。</u></p> <p><u>3 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるかどうかを会議に諮り、出席委員全員の同意をもって当選人とする。</u></p> <p><u>第3条 法第12条第4項の規定による委員長職務代行者の指定は、委員長の推薦に基づき、委員会が行うものとする。</u></p> <p>第4条 会議は、毎月1回定例会を開催するほか、<u>委員長が必要であると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったときに、臨時会を開催する。</u></p> <p>2 定例会は、毎月第4木曜日とする。ただし、<u>委員長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>第5条 <u>法第13条第1項の規定による会議の招集は、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事件をあらかじめ、各委員に通知して行う。ただし、急を要するときは、この限りでない。</u></p> <p>2 （略）</p>

第4条 (略)

2 欠席又は遅参の場合は、その事由を付けて会議開会前までに教育長に届け出なければならない。会議中退席しようとするときも、また同様とする。

第5条 教育長は、議案、報告等の説明等のため、必要に応じて関係職員その他教育長が必要と認める者を出席させることができる。

第2章 会議

第6条 会議は、原則として次の順序で行う。

ただし、教育長が必要と認めるときは、会議に諮り、この順序を変更又は省略することができる。

(1)～(6) (略)

第7条 次に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合は、法第14条第7項ただし書の規定により秘密会とすることができる。

(1)～(5) (略)

第8条 発言しようとする者は、教育長の許可を得なければならない。

2 2人以上発言を求めた場合は、教育長は先に発言したと認める者を指名して発言させるものとする。

第9条 教育長は、その席において、議題について随時発言することができる。

第10条 1 議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。ただし、議事進行についての発言は、この限りでない。

第11条 委員は、動議を提出することができる。
2 動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

第12条 請願又は陳情書を受理したときは、教育長は、会議に付し、その採択の可否を議決しなければならない。

2 前項の請願又は陳情者は、教育長の許可す

第6条 (略)

2 欠席又は遅参の場合は、その事由を付けて会議開会前までに委員長 (委員長にあつては、委員長職務代行者)に届け出なければならない。会議中退席しようとするときも、また同様とする。

第7条 委員長は、議案、報告等の説明等のため、必要に応じて関係職員その他委員長が必要と認める者を出席させることができる。

第2章 会議

第8条 会議は、原則として次の順序で行う。

ただし、委員長が必要と認めるときは、会議に諮り、この順序を変更又は省略することができる。

(1)～(6) (略)

第9条 次に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合は、法第13条第6項ただし書の規定により秘密会とすることができる。

(1)～(5) (略)

第10条 発言しようとする者は、委員長の許可を得なければならない。

2 2人以上発言を求めた場合は、委員長は先に発言したと認める者を指名して発言させるものとする。

第11条 委員長は、その席において、議題について随時発言することができる。

第12条 1 議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。但し、議事進行についての発言はこの限りでない。

第13条 委員は動議を提出することができる。
2 動議が提出されたときは、委員長は会議にかつて、これを議題としなければならない。

第14条 請願又は陳情書を受理したときは、委員長は、会議に付し、その採択の可否を議決しなければならない。

2 前項の請願又は陳情者は委員長の許可する

る時間内に、その事情を述べることができる。

第13条 教育長において論旨がつきたと認めるときは、会議に諮って、採決しなければならない。

第14条 教育長は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。ただし、必要があるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、議題に対する異議の有無を諮り、異議のないときは、直ちに議決の旨を宣告することができる。

第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 会議は、教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、その決議により、秘密会としたときは、この限りでない。

2 傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 会議録

第18条 (略)

第19条 会議録は、教育長が事務局職員中から指名して、これを作成させる。

2 会議録には、教育長の指名した2人の委員およびこれを調製した職員が署名しなければならない。

第20条 会議録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開会および閉会に関する事項
- (2) 出席した教育長および委員の氏名
- (3) 教育長および委員ならびに傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名
- (4) 議題および議事の概要
- (5) 議題となった動議を提出した者の氏名
- (6) 議決事項
- (7) 教育長等の報告の要旨
- (8) その他教育長又は会議において必要と認められた事項

時間内に、その事情をのべることができる。

第15条 委員長において論旨がつきたと認めるときは、会議にはかつて、採決しなければならない。

第16条 委員長は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。ただし、必要があるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、議題に対する異議の有無を諮り、異議のないときは、直ちに議決の旨を宣告することができる。

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 会議は委員長の許可を得て傍聴することができる。但し、その決議により、秘密会としたときは、この限りでない。

2 傍聴に関して必要な事項は別に定める。

第3章 会議録

第20条 (略)

第21条 会議録は、委員長が事務局職員中より教育長の推せんする者を指名して、これを作成させる。

2 会議録には、委員長の指名した2人の委員及びこれを調製した職員が署名しなければならない。

第22条 会議録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開会および閉会に関する事項
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員および傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名
- (4) 議題および議事の概要
- (5) 議題となった動議を提出した者の氏名
- (6) 議決事項
- (7) 教育長等の報告の要旨
- (8) その他委員長又は会議において必要と認められた事項

<p><u>第21条</u> 秘密会の議事および<u>教育長</u>が取消しを命じた発言は、会議録に記載しないものとする。</p> <p><u>第22条</u> 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、<u>教育長は</u>、これを会議に諮って決定する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 補則</p> <p><u>第23条</u> この規則に定めるもののほか必要な事項は、<u>教育長</u>が会議に諮って定める。</p>	<p><u>第23条</u> 秘密会の議事及び<u>委員長</u>が取消しを命じた発言は、会議録に記載しないものとする。</p> <p><u>第24条</u> 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、<u>委員長は</u>これを会議にはかって決定する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 補則</p> <p><u>第25条</u> この規則に定めるもののほか必要な事項は、<u>委員長</u>が会議にはかって定める。</p>
--	--

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則新旧対照表(第2条関係)

改正案	現 行
<p>(教育長への委任)</p> <p>第1条 秋田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に掲げる事項および秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和52年秋田市教委規則第8号)第2条の規定により補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 教育に関する事務の管理および執行の基本的な方針に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置および廃止に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>(5) 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価に関すること。</p> <p>(6) 教育予算その他の議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関すること。</p> <p>(7) 小、中学校の通学区域の設定および変更に関すること。</p> <p>(8) 教科書の採択に関すること。</p> <p>(9) 市指定文化財の指定に関すること。</p> <p>(10) その他特に重要なこと。</p> <p>(委任事務の報告)</p> <p>第2条 教育長は、前条の規定により委任された教育事務のうち<u>重要な事項又は異例に属する事項について、遅滞なく、その管理および執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>第3条および第4条 (略)</p> <p>(教育長の職務代理)</p> <p>第5条 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項に規定する場合において、同項の委員は、同</u></p>	<p>(教育長への委任)</p> <p>第1条 秋田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に掲げる事項および秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和52年秋田市教委規則第8号)第2条の規定により補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 教育に関する事務の管理および執行の基本的な方針に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置および廃止に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>(5) 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価に関すること。</p> <p>(6) 教育予算その他の議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関すること。</p> <p>(7) 小、中学校の通学区域の設定および変更に関すること。</p> <p>(8) 教科書の採択に関すること。</p> <p>(9) 市指定文化財の指定に関すること。</p> <p>(10) その他特に重要なこと。</p> <p>(委任事務の<u>処理の特例</u>)</p> <p>第2条 教育長は、前条の規定により委任された教育事務が<u>重要又は異例に属する事項であるときは、これを教育委員会に諮らなければならない。</u></p> <p>第3条および第4条 (略)</p>

項の職務（教育委員会の会議を主宰する職務を除く。）を教育次長（事務局長を置くときは、事務局長）に代理させるものとする。この場合において、教育次長を2人置くときは、主として教育委員会の事務全般を担当する教育次長、主として学校教育に関する事務を担当する教育次長の順序で、当該職務を代理させるものとする。

秋田市教育委員会傍聴人規則新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 傍聴人は、<u>全て教育長</u>又は係員の指示に従わなければならない。</p> <p>第3条 <u>教育長</u>は、議場整理のため傍聴人の員数を制限することができる。</p> <p>第4条および第5条 （略）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 傍聴人は、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、<u>教育長</u>の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>第7条 傍聴人が<u>教育長</u>又は係員の指示に従わないときは注意を与え、なお改めないときは退場を命ずる。</p> <p>第8条 （略）</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、<u>教育長</u>が会議に諮って定める。</p>	<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 傍聴人は、<u>すべて委員長</u>又は係員の指示に従わなければならない。</p> <p>第3条 <u>委員長</u>は議場整理のため傍聴人の員数を制限することができる。</p> <p>第4条および第5条 （略）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 傍聴人は、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、<u>委員長</u>の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>第7条 傍聴人が<u>委員長</u>又は係員の指示に従わないときは注意を与え、なお改めないときは退場を命ずる。</p> <p>第8条 （略）</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、<u>委員長</u>が会議に諮って定める。</p>

秋田市教育委員会公告式規則新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公布に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文および教育委員会名を記入して、その末尾に<u>教育長</u>が署名しなければならない。</p> <p>3 教育委員会の定める規程を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文、教育委員会名および<u>教育長名</u>を記入して<u>教育長印</u>を押さなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>以下 （略）</p>	<p>第1条 この規則は、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前</u>の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第14条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公布に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文および教育委員会名を記入して、その末尾に<u>委員長</u>が署名しなければならない。</p> <p>3 教育委員会の定める規程を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文、教育委員会名および<u>委員長名</u>を記入して<u>委員長印</u>を押さなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>以下 （略）</p>

秋田市教育委員会公印規則新旧対照表（第5条関係）

改正案								現行							
第1条～第3条（略）								第1条～第3条（略）							
別表								別表							
公印の種類	ひな形	書体	寸法	印材	使用区分	保管責任者	個数	公印の種類	ひな形	書体	寸法	印材	使用区分	保管責任者	個数
委員会印	(1)	てん書	方30ミリメートル	木印	委員会名をもって発する文書	総務課長	1	委員会印	(1)	てん書	方30ミリメートル	木印	委員会名をもって発する文書	総務課長	1
委員会印	(2)	てん書	方30ミリメートル	木印	賞典関係文書（縦書き）	総務課長	1	委員会印	(2)	てん書	方30ミリメートル	木印	賞典関係文書（縦書き）	総務課長	1
委員会印	(3)	てん書	方11ミリメートル	木印	就学および卒業に関する文書	総務課長	1	委員会印	(3)	てん書	方11ミリメートル	木印	就学および卒業に関する文書	総務課長	1
教育長印	(4)	てん書	方24ミリメートル	木印	教育長名をもって発する文書	総務課長	1	教育長印	(6)	てん書	方24ミリメートル	木印	教育長名をもって発する文書	総務課長	1
教育長印	(5)	てん書	方27ミリメートル	木印	賞典関係文書（縦書き）	総務課長	1	教育長印	(7)	てん書	方27ミリメートル	木印	賞典関係文書（縦書き）	総務課長	1
教育長職務代理者印	(6)	てん書	方24ミリメートル	木印	教育長職務代理者名をもって発する文書	総務課長	1	教育長職務代理者印	(8)	てん書	方24ミリメートル	木印	教育長職務代理者名をもって発する文書	総務課長	1
課長印	(7)	てん書	方21ミリメートル	木印	課長名をもって発する文書	各課長	各1	課長印	(9)	てん書	方21ミリメートル	木印	課長名をもって発する文書	各課長	各1
室長印	(8)	てん書	方21ミリメートル	木印	室長名をもって発する文書	各室長	各1	室長印	(10)	てん書	方21ミリメートル	木印	室長名をもって発する文書	各室長	各1
館長印	(9)	てん書	方21ミリメートル	木印	館長名をもって発する文書	各館長	各1	館長印	(11)	てん書	方21ミリメートル	木印	館長名をもって発する文書	各館長	各1
所長印	(10)	てん書	方21ミリメートル	木印	所長名をもって発する文書	各所長	各1	所長印	(12)	てん書	方21ミリメートル	木印	所長名をもって発する文書	各所長	各1
学校印	(11)	てん書	方30ミリメートル	木印	卒業証書	各学校長	各1	学校印	(13)	てん書	方30ミリメートル	木印	卒業証書	各学校長	各1
学校長印	(12)	てん書	方18ミリメートル	木印	学校長名をもって発する文書	各学校長	各1	学校長印	(14)	てん書	方18ミリメートル	木印	学校長名をもって発する文書	各学校長	各1
学校長印	(13)	てん書	方18ミリメートル	木印	賞典関係文書（縦書き）および卒業証書	各学校長	各1	学校長印	(15)	てん書	方18ミリメートル	木印	賞典関係文書（縦書き）および卒業証書	各学校長	各1
学院印	(14)	てん書	方30ミリメートル	木印	卒業証書	秋田公立美術大学附属高等学院校長	1	学院印	(16)	てん書	方30ミリメートル	木印	卒業証書	秋田公立美術大学附属高等学院校長	1
学院校長印	(15)	てん書	方18ミリメートル	木印	秋田公立美術大学附属高等学院校長名をもって発する文書	秋田公立美術大学附属高等学院校長	1	学院校長印	(17)	てん書	方18ミリメートル	木印	秋田公立美術大学附属高等学院校長名をもって発する文書	秋田公立美術大学附属高等学院校長	1
学院校長印	(16)	てん書	方18ミリメートル	木印	賞典関係文書（縦書き）および卒業証書	秋田公立美術大学附属高等学院校長	1	学院校長印	(18)	てん書	方18ミリメートル	木印	賞典関係文書（縦書き）および卒業証書	秋田公立美術大学附属高等学院校長	1

公印のひな形

(1) 秋 田 県 秋
田 市 教 育
委 員 会 印

(2) 委 田 秋
員 市 田
会 教 県
印 育 秋

(3) 秋 田 県 秋
田 市 教 育
委 員 会 印

(4) 秋 田 市 教
育 委 員 会
教 育 長 印

(5) 教 育 秋
育 委 田
長 員 市
印 会 教

(6) 秋 田 市 教
育 委 員 会
教 育 長 職
務 代 理 者 印

(7) 秋 田 市 教
育 委 員 会
〇〇課長之印

(8) 秋 田 市 教
育 委 員 会
〇〇室長之印

(9) 秋 田 市 (立)
〇 〇 〇 〇
館 長 之 印

(10) 秋 田 市
〇 〇 〇 〇
所 長 之 印

(11) 学 〇 秋
校 〇 田
之 〇 市
印 〇 立

(12) 秋 田 市 立
〇 〇 〇 〇
学 校 長 之 印

(13) 学 〇 秋
校 〇 田
長 〇 市
之 〇 市
印 〇 立

(14) 高 等 学 院 之 印
術 大 学 附 属
秋 田 公 立 美

(15) 秋 田 公 立 美 術
大 学 附 属 高 等
学 院 校 長 之 印

(16) 学 院 校 長 之 印
大 学 附 属 高 等
秋 田 公 立 美 術

公印のひな形

(1) 秋 田 県 秋
田 市 教 育
委 員 会 印

(2) 委 田 秋
員 市 田
会 教 県
印 育 秋

(3) 秋 田 県 秋
田 市 教 育
委 員 会 印

(4) 秋 田 市 教
育 委 員 会
委 員 長 印

(5) 秋 田 市 教
育 委 員 会
委 員 長 職
務 代 理 者 印

(6) 秋 田 市 教
育 委 員 会
教 育 長 印

(7) 教 育 秋
育 委 田
長 員 市
印 会 教

(8) 秋 田 市 教
育 委 員 会
教 育 長 職
務 代 理 者 印

(9) 秋 田 市 教
育 委 員 会
〇〇課長之印

(10) 秋 田 市 教
育 委 員 会
〇〇室長之印

(11) 秋 田 市 (立)
〇 〇 〇 〇
館 長 之 印

(12) 秋 田 市
〇 〇 〇 〇
所 長 之 印

(13) 学 〇 秋
校 〇 田
之 〇 市
印 〇 立

(14) 秋 田 市 立
〇 〇 〇 〇
学 校 長 之 印

(15) 学 校 長 之 印
〇 〇 〇 〇
秋 田 市 立

(16) 高 等 学 院 之 印
術 大 学 附 属
秋 田 公 立 美

(17) 秋 田 公 立 美 術
大 学 附 属 高 等
学 院 校 長 之 印

(18) 学 院 校 長 之 印
大 学 附 属 高 等
秋 田 公 立 美 術

秋田市教育委員会行政組織規則の一部改正

第1 改正理由

委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くことに伴い教育委員会の組織等に関する規定を整備するとともに、生涯学習室の分掌事務を改めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 目次、第3条および第4条関係

規定を整備するもの

2 第8条関係（事務局の分掌事務等）

平成29年5月1日付け機構改正に伴い、女性を主体とした各種講座、講習会等の開催に関する事務を市長事務部局に移管することに伴い、生涯学習室の分掌事務に関する規定を整備するもの

3 旧第27条の2関係

現教育長の職務代行者に関する規定を削るもの

4 附則関係

施行は、平成29年5月13日からとするもの。ただし、2に関する改正は、同月1日からとするもの

秋田市教育委員会行政組織規則新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 事務局（第5条—第8条）</p> <p>第3章 教育機関（第9条—第26条）</p> <p>第4章 職制（第27条）</p> <p>第5章 補則（第28条・第29条）</p> <p>附則</p> <p>第1条および第2条（略）</p> <p>（事務局）</p> <p>第3条 事務局とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「<u>法</u>」という。）<u>第17条</u>の規定により設置されたものをいう。</p> <p>（教育機関）</p> <p>第4条 教育機関とは、<u>法</u>第30条の規定に定める教育機関（学校を除く。）をいう。</p> <p>第5条～第7条（略）</p> <p>（事務局の分掌事務等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 生涯学習室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 青少年を主体とした各種講座、講習会等の開催に関すること。</p> <p>(7)～(15)（略）</p> <p>第9条～第27条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 事務局（第5条—第8条）</p> <p>第3章 教育機関（第9条—第26条）</p> <p>第4章 職制（<u>第27条・第27条の2</u>）</p> <p>第5章 補則（第28条・第29条）</p> <p>附則</p> <p>第1条および第2条（略）</p> <p>（事務局）</p> <p>第3条 事務局とは、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「<u>旧法</u>」という。）</u><u>第18条</u>の規定により設置されたものをいう。</p> <p>（教育機関）</p> <p>第4条 教育機関とは、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</u>第30条の規定に定める教育機関（学校を除く。）をいう。</p> <p>第5条～第7条（略）</p> <p>（事務局の分掌事務等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 生涯学習室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 青少年<u>および女性</u>を主体とした各種講座、講習会等の開催に関すること。</p> <p>(7)～(15)（略）</p> <p>第9条～第27条（略）</p>

以下 (略)

第5章 補足

以下 (略)

(教育長職務代行者)

第27条の2 旧法第20条第2項の規定により、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは事務局長が、事務局長もともに事故があるとき又は事務局長もともに欠けたときは教育次長がその職務を代行する。

2 前項の規定により教育次長が教育長の職務を代行する場合において、教育次長を2人置くときは、主として教育委員会の事務全般を担当する教育次長、主として学校教育に関する事務を担当する教育次長の順序で、その職務を代行する。

第5章 補足

以下 (略)